16　法第六十六条の五の二第三項に規定する政令で定める金額は、同条第一項の法人（以下この項において「適用対象法人」という。）の当該事業年度の受取利子等（同条第三項に規定する受取利子等をいう。以下この項において同じ。）の額（当該適用対象法人との間に連結完全支配関係がある連結法人から受けるものを除く。以下この項において同じ。）から第五項に規定する除外対象特定債券現先取引等に係る第六項に規定する対応債券現先取引等に係る受取利子等の額を控除した金額（当該適用対象法人に係る関連者等のうち法第二条第一項第一号の二に規定する居住者、内国法人、所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人（以下この項において「国内関連者等」という。）から受ける受取利子等の額にあつては、各国内関連者等の別に計算した当該控除した金額と、当該適用対象法人の当該事業年度の期間と同一の期間において当該各国内関連者等（当該適用対象法人及び当該適用対象法人に係る他の国内関連者等以外の者をいう。）から受けた受取利子等の額とのうちいずれか少ない金額とする。）の合計額に、当該適用対象法人の当該事業年度の法第六十六条の五の二第二項に規定する支払利子等の額（同項に規定する政令で定める金額を除く。）の合計額のうちに関連者支払利子等の額（同項に規定する関連者支払利子等の額をいう。第十八項において同じ。）の合計額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

17　法第六十六条の五の二第七項に規定する法第六十六条の五第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前条第一項各号に定める金額（同条第二項又は第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えて適用する同条第一項各号に定める金額）とする。

18　法第六十六条の五の二第八項に規定する法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等又は法第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人に係るものとして政令で定める金額は、当該法人の当該事業年度（以下第二十一項までにおいて「調整事業年度」という。）における法第六十六条の五の二第一項に規定する超える部分の金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該法人の当該調整事業年度における関連者支払利子等の額の合計額

二　当該法人の当該調整事業年度における関連者支払利子等の額のうち、当該法人に係る法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等又は法第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人（以下第二十一項までにおいて「特定子法人」という。）の特定子法人事業年度の期間（当該調整事業年度開始の日前の期間がある場合には、当該期間を除く。）内に当該特定子法人に対して支払われたもの

19　法第六十六条の五の二第八項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する調整対象金額のうち政令で定める金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該法人の調整事業年度における当該特定子法人に係る調整対象金額（法第六十六条の五の二第八項に規定する調整対象金額をいう。次号及び次項において同じ。）

二　当該法人に係る特定子法人が次に掲げる法人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める金額

イ　法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等　当該法人の調整事業年度における当該特定外国子会社等の特定子法人事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は同条第四項に規定する部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象金額に係る前項第二号に掲げる金額が含まれるものに限る。）

ロ　法第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人　当該法人の調整事業年度における当該特定外国法人の特定子法人事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は同条第四項に規定する部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象金額に係る前項第二号に掲げる金額が含まれるものに限る。）

20　調整事業年度に係る特定子法人に係る調整対象金額を有する法人が当該調整事業年度に係る法第六十六条の五の三第二項に規定する当該特定子法人に係る調整対象超過利子額を有する場合には、前項第二号イ又はロに定める金額については、次条第三項の規定により計算した金額（当該特定子法人に係る部分に限る。）に相当する金額を控除した残額とする。

21　第十八項第二号及び第十九項第二号に規定する特定子法人事業年度とは、当該法人に係る特定子法人の事業年度のうち当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日が当該法人の当該調整事業年度に含まれるものをいう。

22　法第六十六条の五の二第七項の法人が外国法人である場合の同項に規定する法第六十六条の五第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前条第三十項において準用する同条第一項各号に定める金額（同条第三十項において準用する同条第九項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項各号に定める金額）とする。

23　法第六十六条の五の二第一項（同条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法施行令第二十二条の規定の適用については、同条第一項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六条の五の二第一項（同条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。）（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に」と、同条第二項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六条の五の二第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に」と、同条第五項中「合計額（以下」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六条の五の二第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額。以下」と、「の同条第六項」とあるのは「の法第二十三条第六項」とする。

（超過利子額の損金算入）

第三十九条の十三の三　法第六十六条の五の三第二項に規定する政令で定める金額は、当該法人の同条第一項に規定する超過利子額（当該法人の対象事業年度に係るものに限る。）に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該法人の当該対象事業年度に係る関連者支払利子等の額（法第六十六条の五の二第二項に規定する関連者支払利子等の額をいう。次号において同じ。）の合計額

二　当該法人の当該対象事業年度に係る関連者支払利子等の額のうち当該法人に係る特定子法人（前条第十八項第二号に規定する特定子法人をいう。以下第三項までにおいて同じ。）の特定子法人事業年度（同条第二十一項に規定する特定子法人事業年度をいう。次項及び第三項第二号において同じ。）の期間（当該対象事業年度終了の日後の期間がある場合には、当該期間を除く。）内に当該特定子法人に対して支払われたもの

2　前項に規定する対象事業年度とは、当該法人に係る特定子法人事業年度（当該法人の調整事業年度（前条第十八項に規定する調整事業年度をいう。以下この項及び次項第二号において同じ。）開始の日以後に開始するものを除く。）の期間内の日を含む当該法人の事業年度（調整事業年度に該当するものを除く。）をいう。

3　法第六十六条の五の三第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該法人の当該特定子法人に係る調整対象超過利子額（法第六十六条の五の三第二項に規定する調整対象超過利子額をいう。次号において同じ。）

二　当該法人に係る特定子法人が次に掲げる法人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める金額

イ　法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等　当該法人の当該調整事業年度における当該特定外国子会社等の特定子法人事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は同条第四項に規定する部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象超過利子額に係る第一項第二号に掲げる金額が含まれるものに限る。）